

## ゴラン高原国際平和協力業務（司令部業務分野）実施要領（概要）

### 1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

#### (1) 地域

イスラエル国、シリア・アラブ共和国及びレバノン共和国内において、事務総長等が指図する地域

#### (2) 期間

平成8年1月31日から平成25年3月31日までの間

### 2 国際平和協力業務の種類及び内容

#### (1) UNDOFの活動に関する広報

#### (2) UNDOFの活動に必要な物資等の輸送に関する企画及び調整

#### (3) UNDOFの活動に必要な機材等の整備に関する企画及び調整

#### (4) UNDOFの活動に必要な物資の補給に関する企画及び調整

#### (5) UNDOFの要員に対する給食に関する企画及び調整

#### (6) UNDOFの活動に関する予算案の作成

#### (7) UNDOFの用に供する施設等の建設に関する企画及び調整

#### (8) UNDOFの用に供する施設に係る防火及び消火に関する企画及び調整

#### (9) UNDOFの活動に必要な通信に関する企画及び調整

### 3 国際平和協力業務の実施の方法

(1) 実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等による指図の内容に従い、業務を実施

(2) 隊員は、事務総長等の定めるところにより、事務総長等と緊密に連絡をとる。

(3) 派遣後、概ね1年を経過した後、隊員の交替を行う。

### 4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛官

(1) 国際連合の要請する階級を有する者であること。

(2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する

者であること。

- (3) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (4) イスラエル国及びシリア・アラブ共和国のいずれの国に関しても政治的な利害関係を有していない者であること。
- (5) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

## 5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

## 6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 隊員は、国際平和協力本部長から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。
- (2) 隊員は、次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 紛争当事者が停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意又は合意を撤回する旨の意思表示を行った場合

イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の合意又は同意が存在しなくなると認められる場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しなくなると認められる場合

エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなると認められる場合

- (3) 業務中断の際の報告
- (4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

## 7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

- (1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする事務総長等の指図があつ

た場合の措置

隊員は、当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

(2) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受け及び事務総長等と連絡をとる暇がないときは、当該業務を一時休止する。

イ 隊員は、必要に応じて、他のUNDUF要員、連絡調整要員又は在イスラエル国日本国大使館、在シリア・アラブ共和国日本国大使館及び在レバノン共和国日本国大使館と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告するとともに、事務総長等に連絡

(4) 武器の携行、保管及び使用

ア 武器の携行、保管

武器を保安上適当と認める場所に厳重に保管。必要と認める場合、事務総長等の指図の範囲内において武器を携行することができる。

イ 武器の使用

国際平和協力法第24条に定めるところによる。

(5) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査、業務に関する効果の測定及び分析について本部長に随時報告

(6) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(7) 連絡調整要員及び自衛隊の部隊との連携

隊員は、連絡調整要員及び自衛隊の部隊の隊員と緊密に連携を図りつつ、業務を実施

ゴラン高原国際平和協力業務（輸送等の後方支援分野）  
実施要領（概要）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

(1) 地域

イスラエル国、シリア・アラブ共和国及びレバノン共和国内において、事務総長等が指図する地域。ただし、空輸による物資の補給を行う場合は、インド、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モルディブ、英国（ディエゴ・ガルシア島）、アラブ首長国連邦、オマーン、サウジアラビア、ウガンダ、エジプト、ケニア、ジブチ、セーシェル及び南スーダンの地域を含む。

(2) 期間

平成8年1月31日から平成25年3月31日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

- (1) UNDOFの活動に必要な食料品等の日常生活物資等の輸送
- (2) UNDOFの補給品倉庫における物資の保管
- (3) UNDOFの活動に必要な道路等の補修等
- (4) UNDOFが保有する重機材等の整備
- (5) UNDOFの用に供する施設に係るものに係る防火及び消火の企画・調整並びに火災発生時の消火及び延焼防止
- (6) UNDOFの活動に必要な道路の除雪その他の維持
- (7) 空輸による物資の補給
- (8) ゴラン高原国際平和協力隊のための物資の補給

3 国際平和協力業務の実施の方法

(1) 2(1)から(6)までに掲げる業務に関する事項

ア 輸送部隊は、実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等による指図の内容に従い、当該業務を実施

イ 輸送部隊の長は、事務総長等の定めるところにより、事務総長等

と緊密に連絡をとる。

ウ 派遣要領

平成8年2月中に現地において国際平和協力業務を実施できるよう、輸送部隊を派遣

エ 交替要領

派遣後、概ね6か月を経過した後、輸送部隊の人員を交替

(2) 2(7)に掲げる業務に関する事項

航空自衛隊の部隊は、輸送機(C-130H)2機及び多用途支援機(U-4)2機(これらのうち1機が実際の輸送にあたるものとする。)により、本邦からの物資の補給を実施。

(3) 2(8)に掲げる業務に関する事項

航空自衛隊の部隊は、2(7)に掲げる業務を実施するに際し、能力上の余裕を活用して実施できる場合に限り、ゴラン高原国際平和協力隊のための物資の補給を実施

(4) 共通事項

国際平和協力法第3条第3号イからへまでに掲げる業務そのものを行っているとは外形的に見られることのないよう配慮

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛官

- (1) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (3) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

(1) 部隊長は、防衛大臣が国際平和協力本部長と協議の上、国際平和協力業務を中断するよう指示した場合、当該業務を中断するものとする。

(2) 部隊長は、以下に掲げる場合には、その状況等を防衛大臣を通じて本部長に報告し、指示を受ける。

ア 紛争当事者が停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意又は合意を撤回する旨の意思表示を行った場合

イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の合意又は同意が存在しなくなつたと認められる場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しなくなつたと認められる場合

エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなつたと認められる場合

(3) 業務中断の際の報告

(4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が当該国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする事務総長等の指図があつた場合の措置

輸送部隊長は、当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに防衛大臣を通じて本部長に報告し、その指示を受ける。

(2) 安全のための措置

ア 部隊長等は、隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、防衛大臣の指示を受ける暇がなく、更に輸送部隊長等は、事務総長等と連絡をとる暇がないときは、当該業務を一時休止する。

イ 部隊長等は、必要に応じて、他のUNDUF要員、連絡調整要員又は在イスラエル国日本国大使館、在シリア・アラブ共和国日本国

大使館及び在レバノン共和国日本国大使館と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 武器の携行・保管及び使用

ア 武器の携行・保管

武器を保安上適当と認める場所に厳重に保管。必要と認める場合、事務総長等の指図の範囲内において、隊員に武器を携行させることができる。

イ 武器の使用

国際平和協力法第24条、自衛隊法第95条及び第96条に定めるところによる。

(4) 調査、効果の測定等についての報告

部隊長たる国際平和協力隊員は、業務に関する調査、業務に関する効果の測定及び分析について速やかにその内容を取りまとめの上、本部長に報告し、本部長は、防衛大臣に対して通報する。

(5) 隊員の交替

疾病、事故その他一身上の真にやむを得ざる理由による交替

(6) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(7) 司令部要員及び連絡調整要員との連携

隊員は、司令部要員及び連絡調整要員と緊密に連携を図りつつ、業務を実施

## ゴラン高原国際平和協力業務（連絡調整分野）実施要領（概要）

### 1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

#### (1) 地域

2に掲げる業務を実施するために必要なイスラエル国、シリア・アラブ共和国及びレバノン共和国の地域とする。

#### (2) 期間

平成8年1月27日から平成25年3月31日までの間

### 2 国際平和協力業務の種類及び内容

派遣先国の政府その他の関係機関とこれら司令部要員又は自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

### 3 国際平和協力業務の実施の方法

実施計画及び実施要領の範囲内において、業務を実施

### 4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する者

- (1) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (3) イスラエル国及びシリア・アラブ共和国のいずれの国に関しても政治的な利害関係を有していない者であること。
- (4) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

### 5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項



6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

(1) 隊員は、国際平和協力本部長から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。

(2) 隊員は、次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 紛争当事者が停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意又は合意を撤回する旨の意思表示を行った場合

イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の合意又は同意が存在しなくなったと認められる場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しなくなったと認められる場合

エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなったと認められる場合

(3) 業務中断の際の報告

(4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする場合の措置

隊員は、必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

(2) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受ける暇がないときは、当該業務を一時休止する。

イ 隊員は、必要に応じて、在イスラエル国日本国大使館、在シリア・アラブ共和国日本国大使館及び在レバノン共和国日本国大使館並びに司令部要員及び自衛隊の部隊等と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告

(4) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査、業務に関する効果の測定及び分析について本部長に随時報告

(5) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(6) 司令部要員及び自衛隊の部隊との連携

隊員は、司令部要員及び自衛隊の部隊の隊員と緊密に連携を図りつつ、業務を実施